

# 令和4年第1回区議会定例会

## 議案説明資料 (追加提案分①)



(議案第 2 1 号)

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、民間労働者において、育児休業の申出をすることができる要件のうち、事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であることが廃止されること等とされた。

このことに伴い、育児休業をすることができない職員の範囲を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であることを廃止する。(第2条)
- 2 非常勤職員の部分休業の取得要件について、前記1と同様の改正を行うほか、必要な規定の整備を行う。(第14条及び第15条)
- 3 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を定める。(改正後の第18条及び第19条)

<実施の時期等>

- 1 令和4年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)

(議案第 2 2 号)

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区費負担の学校教育職員については、東京都の教育職員と同一の職場における同一の勤務内容であること等から、給料月額や特殊勤務手当等の給与を同等程度とすることとしているところである。

このたび、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時等の緊急業務及び修学旅行等指導業務に係る教員特殊業務手当の額が引き上げられることとされた。

このことに伴い、学校教育職員の教員特殊業務手当を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

教員特殊業務手当の額の上限を、従事した日 1 日につき「6, 4 0 0 円」から「1 万 6, 0 0 0 円」に改める。(第 2 0 条)

<実施の時期等>

- 1 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項)